

「令和3年度 若年性認知症施策推進事業」企画提案公募実施要領

福岡県で実施する標記事業の委託事業候補者（以下「委託業者」という。）を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

なお、本事業は令和3年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、事業を実施しない、または一部変更して実施することがあります。

1 事業の目的

若年性認知症の人は仕事の継続、住宅ローンの支払い、子どもの教育、病気の進行の早さなどの問題を抱えており、認知症の高齢者とは異なる支援が必要である。若年性認知症の人や家族からは、①相談できる場所がない・わからない、②悩みを話せる場所がない、③利用できる制度等が分からない、といった声があり、対策が求められている。

このような若年性認知症の方やその家族への相談や支援体制を整備し、速やかに必要な支援へとつなげるとともに、若年性認知症についての企業等への啓発活動を行い、理解促進を図ることで、当事者や家族が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を構築する。

2 事業の概要

県は、次に掲げる業務を、委託業者に委託し、事業を実施する。

- 相談業務
- 関係者のネットワークの構築（本人交流会の開催等）
- 市町村職員、地域包括支援センター職員向け研修及び出張相談会の開催
- 就労継続のための企業啓発の実施
- 広報・普及啓発資料の作成

3 事業の実施方法等

別紙業務委託仕様書（案）のとおり

4 実施期間（予定）

契約締結日から令和4年3月31日まで

※ なお、下記の要件を全て満たす場合には、令和4年4月1日以降、公募によることなく、今回の企画提案公募で選定した事業者に事業を委託することがあります。

- 令和3年度を含み3か年度を超えないこと
- 確実な履行が見込まれること
- 委託の内容について、今回の企画提案の審査時点と大きな情勢の変化がなく、業務の大部分または根幹部分が同じであること。

5 予算規模

16,199千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

6 企画提案公募参加資格

以下の（１）～（５）をすべて満たしていること

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）各項に規定する者に該当しないこと。
- （２）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成１４年２月２２日１３管達第６号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- （３）委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な基盤を有していること。
- （４）福岡県暴力団排除条例（平成２１年福岡県条例第５９号）第２条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。また、これらの者に利益若しくは便宜の供与等を行っていないこと。
- （５）次のいずれも満たす者。
 - ・ 継続した認知症の方に対する支援実績があること。
 - ・ 原則として県内に事業所がある等、定期的に県と協議できる体制であること。

7 企画提案公募スケジュール

（１）公募説明会

実施しない。

（２）企画提案に関する質問の受付及び回答

ア 別添「若年性認知症施策推進事業 質問票」に記載し、電子メールにて提出すること。

イ 回答は、質問者に対して電子メールにて行う。

ウ 質問の送り先は「12 企画提案書提出先及び問い合わせ先」とする。

エ 質問受付期限 令和３年３月１６日（火）１５時まで

（３）企画提案書提出期限

日時：令和３年３月１８日（木）１２時

※企画提案書の提出後、プレゼンテーションを行う。

なお、企画提案者が５者を超えた場合は、企画提案書による事前評価を行い、優秀であると評価された上位５者によりプレゼンテーションを行う。その場合の事前評価の結果は文書で通知する。

※期限を過ぎた場合は受け付けない。

※郵送も可。ただし、期限までに要必着。

※電子ファイルでの提出は受け付けない。

（４）プレゼンテーション

日時：令和３年３月下旬

詳細な日程及び場所・方法等は企画提案書提出後に案内する。

※プレゼンテーション時間は、１者あたり１０～１５分とし、その後５分程度を選定委員との質疑応答時間に充てる。

なお、１５分を超えるプレゼンテーションは、事務局において打ち切るものとする。

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書と同じものを使用することとする。選定委員には、8（1）により提出されたものを事務局で事前に配布を行う。

（5）委託業者の決定

令和3年3月下旬

結果については、県ホームページに掲載するほか、書面で通知する。

（6）契約の締結予定日

令和3年4月1日（予定）

※本委託業務は、令和3年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、業務内容を変更すること、又は契約しないことがある。

※上記（5）による委託業者の決定後、委託業者は、事業開始に向けた調整を速やかに開始することとする。

※契約にあたっては、提案内容を基に両者協議のうえ最終仕様を決定するため、あらためて見積書を提出し、予定価格の範囲内で契約を締結する。

※委託業者は、契約を締結するためには、下記のいずれかに該当する場合を除き契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供しなければならない。契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約の履行後、還付する。

ア 委託業者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（補償金額は契約金額の100分の10以上であること）を締結したとき。

イ 委託業者が、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）を有する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 提出物等

（1）企画提案書の様式及び提出部数

様式：A4判横置き上綴じ、片面印刷

提出部数：8部

※電子ファイルでの提出は受け付けない。

（2）その他の提出物

・パンフレット等団体の概要や事業内容のわかるもの：8部

（3）提出にあたっての留意事項

ア 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。

イ 企画提案書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

9 企画提案書に記載する内容

提案の対象となる業務内容は、別紙「業務委託仕様書（案）」のとおり。

企画提案書は、提案業務の質等に関する評価を受けるため、提案内容の全体像を分かりやすくまとめた上、以下の項目順に具体的に記載すること。

(1) 表紙

- ア 「令和3年度若年性認知症施策推進事業 企画提案書」の文言を入れること。
- イ 企画提案者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先を記載すること。

(2) 企画提案者の概要

- ア 若年性認知症の方の支援に対する提案者の考え方（現状・課題・最も重視すること）
- イ 企画提案者の強み及び事業実施のための実績
本事業を適切に実施するに十分なノウハウ・実績があれば記載すること。（概ね過去2年以内の類似・関連するサービスに関する実績等）

(3) 配置する若年性認知症支援コーディネーター（候補者）の概要

コーディネーター候補者について、以下について記載すること（3名以上）

- ア 氏名
- イ 生年月日（年齢）
- ウ 略歴
- エ 保有する専門資格
- オ 若年性認知症の人に対する相談や支援等の実績

(4) 事業内容

「11 審査・選定の方法等」の選定基準を踏まえた企画内容とし、以下について記載すること。

ア 若年性認知症の人やその家族からの相談対応

- ・相談窓口を設置する予定の場所について記載すること（所在地、写真等）
- ・相談対応の体制及び流れについて記載すること。
- ・オンライン相談については、使用するツールについて記載すること。

イ 若年性認知症の人やその家族と、支援機関等をつなぐ

①本人交流会の開催

想定する開催場所、開催時期、開催方法及び内容について示すこと。

②若年性認知症の人やその家族が求める情報の提供

情報提供の内容等について記載すること。

ウ 市町村職員、地域包括支援センター職員に対する若年性認知症についての研修及び出張相談会の開催

①研修

開催する頻度及び内容・実施方法を示すこと。

②出張相談会

開催する頻度及び内容・実施方法を示すこと。

エ 就労継続のための企業啓発の実施

周知方法、内容・実施方法を示すこと。

オ 広報事業

作成物の概要及び部数、想定する配布先、作成予定時期を示すこと。

カ その他

上記以外に提案する事業があれば事業の概要について記載すること

(5) 事業の管理

ア 実施体制

- ・組織としての運営体制
- ・責任者（経歴、資格、経験等を含む）の他の業務従事者に対する指揮監督のあり方

イ 関係団体との連携体制

- ・どの機関とどのように連携するのか記載すること。
(連携体制が分かる図等を添付することが望ましい。)

(6) 経費（費用の内訳を記載すること）

(7) 個人情報保護に関する事項、暴力団排除に関する事項

10 応募の無効

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (1) 「6 企画提案公募参加資格」に示した参加資格がない者
- (2) 故意に提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者

11 審査・選定の方法等

委託業者の選定は、福岡県に設置する選定委員会により行うものとし、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を数値化して採点を行うことにより評価し、優秀な企画提案を行った一の者を選定する。また、評価点の合計が最も高い企画提案者が複数ある場合は、選定委員の協議により委託業者を選定する。

ただし、当該企画提案者に対する各選定委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、委託事業候補者とならない。

また、企画提案者が5者を超えた場合は、企画提案書による事前評価を行い、優秀であると評価された上位5者によりプレゼンテーションを行う。

【評価項目】

- ① 企画提案者の概要
- ② 配置する若年性認知症支援コーディネーター（候補者）の概要
- ③ 事業の企画提案内容
- ④ 事業の実施体制
- ⑤ 事業の連携体制

12 企画提案書提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課在宅介護・予防係
担当：梅岡、岩熊

TEL：092（643）3250 FAX：092（643）3253

E-mail：k-kaigoyobou@pref.fukuoka.lg.jp